

大門地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法の理念に基づき、地域の高齢者等を保健・福祉・医療等の様々な面から総合的に支援し、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(設置)

第2条 この事業は、射水市からの委託を受けて実施し、富山県射水市中村20番地に事業所を設置する。

(事業者の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は、大門地域包括支援センター(以下「センター」という。)とする。

(基本機能)

第4条 センターは、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の基本機能を担うものとする。

- (1) 介護保険の第1号被保険者(以下「被保険者」という。)が要介護状態等となることを防止するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態、その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉、その他の関連施策に関する総合的な情報提供、関係機関との連絡調整、その他の被保険者の保健及び福祉の向上並びに医療との連携を図るための総合的な支援を行うこと。
 - (3) 被保険者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業、その他被保険者の権利擁護のため必要な援助を行うこと。
 - (4) 介護支援専門員に対する日常的個別指導並びに支援困難事例等への指導及び助言を行うこと。
 - (5) 包括的かつ継続的なケア体制の構築及び地域における介護支援専門員等のネットワーク形成のための必要な援助を行うこと。
 - (6) 被保険者が地域において自立した日常生活を営むための介護支援相談事業を行うこと。
- 2 介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業を実施すること。

(地域包括的支援ネットワークの構築)

第5条 センターは、前条に規定する基本機能を担うための事業を効率的に行うため、地域の高齢者、その家族、医療機関、介護保険サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体、その他関係機関と連携し、被保険者に対する支援を行う。

- 2 センターは、前条に規定する基本機能を総合的に実施するため、地域包括ケア会議を設けることができる。
- 3 センターは、前条第1項の業務を円滑に行うため、地域包括支援センター協力機関を設けることができる。

(運営方針)

第6条 センターは、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場に立って支援を行う。

- 2 センターは、事業の実施にあたり、できる限り被保険者が要介護状態になることを防ぐため、介護予防サービスを適切に確保できるようその調整に努める。

- 3 センターは、事業の実施にあたり、被保険者が要介護状態になったとしてもニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供され、包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。
- 4 センターは、事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。

(職員の職種及び員数及び職務内容)

第7条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所のセンター職員の管理、利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握及び指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
 - (2) 保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員 各常勤1人(管理者を含む。)
指定介護予防支援の提供に係る業務に従事する。
- 2 前項に規定する職員のほか必要な職員を置く。

(営業日及び営業時間)

第8条 センターの営業日は、原則として毎週月曜日から金曜日迄とし、土日、国民の祝日及び12月30日～1月3日迄の年末年始を休業とする。

2 センターの営業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分迄とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、射水市の大門地区とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第10条 センターは、次の事項について射水市地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性に関すること。
- (2) センターの職員確保に関すること。

(指定介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料その他費用の額等)

第11条 指定介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、指定介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示) に定める基準により算定した額とする。

- (1) 指定介護予防支援事業の提供は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令) に従って実施する。
- (2) 担当職員が利用者の相談を受ける場所は、センター内、利用者の自宅又は医療機関とする。
- (3) 利用者の指定介護予防支援の提供について協議するため、利用者、担当職員、その他関係者が出席するサービス担当者会議を行うものとする。この場合における会議の実施方法は、次のとおりとする。
 - ア 開催場所は、センター内、サービス事業所内、利用者の自宅又は医療機関とする。
 - イ サービス担当者会議の開催においては、利用者の状況等に関する情報を担当者に照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員は、次に定めるところにより、利用者の実情を把握するものとする。
 - ア 指定介護予防支援の提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価機関が終了する月、利用者の状況に著しい変化があったときに利用者の自

宅を訪問する。

イ 利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) 担当職員は、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

(利用契約)

第12条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

2 次条の規定により業務の委託を行う場合は、前項に規定する契約も居宅介護支援事業者が行うものとする。

(業務の委託)

第13条 センターは、介護予防支援を行うにあたり、介護予防サービス計画書の作成及び変更、経過観察、再評価、記録の作成及び保管等の業務を、他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族への連絡及び管理者への報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(勤務体制の確保)

第15条 センターは、利用者に対し適切な介護予防支援を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 センターは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第16条 センターは、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員の健康管理)

第17条 センターは、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

(秘密保持)

第18条 センターは、利用者及びその家族に対して業務上知り得た個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情処理)

第20条 センターは、提供した介護予防支援に関する利用者やその家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、介護予防支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 センターは、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第22条 センターは、センターにおいて感染症が発生又は蔓延しないように、次の措置を講じるものとする。
- (1) センターにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。
 - (2) センターにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) センターにおいて、センター職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(会計の区分)

第23条 この事業の会計とその他の事業の会計を区分し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計期間とする。

(その他)

- 第24条 センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりセンター職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 センターは、指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定めるものの他、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。